

## 第2章 対象事業の目的及び内容

### 1 対象事業の名称

佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業

### 2 対象事業の経緯と目的

鳥栖・三養基西部環境施設組合は、鳥栖市、上峰町及びみやき町の1市2町で構成しており、可燃ごみは、溶融資源化センター（132t／日）において溶融処理及び再資源化を、粗大ごみ、不燃ごみ及び資源ごみについては、リサイクルプラザ（47t／5h）で減容化及び資源化を図り、設置期限は地元協定により令和5年度末までとなっている。また、脊振共同塵芥処理組合は、神埼市、吉野ヶ里町及び佐賀市の2市1町で構成しており、可燃ごみは、脊振広域クリーンセンターのごみ処理施設（111t／日）で焼却処理後、灰溶融施設（18.9t／日）で溶融処理及び再資源化を、粗大ごみ、不燃ごみ及び資源ごみについては、粗大ごみ処理施設（25t／日）で減容化及び資源化を図っており、設置期限は地元協定により令和8年度末までとなっていることから、両組合ともほぼ同時期に設置期限を迎えることとなっている。

一方、国の指導のもと、佐賀県が策定したごみ処理広域化計画においては、鳥栖・三養基西部環境施設組合を構成する鳥栖市、上峰町及びみやき町の1市2町と脊振共同塵芥処理組合を構成する構成市町のうち神埼市及び吉野ヶ里町の1市1町の、あわせて2市3町の佐賀県東部地域で広域化を進めることとなっている。このような状況において、2市3町では、共同処理に向けた広域ごみ処理体制の構築を目指すため、平成28年2月に「佐賀県東部ブロックごみ処理施設建設協議会」を設立し、令和6年度に向けて次期ごみ処理施設の整備を推進していくこととした。平成30年1月には鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町及びみやき町の2市3町で構成する佐賀県東部環境施設組合を設立し、鳥栖・三養基西部環境施設組合から佐賀県東部環境施設組合へと事業が継承された。

平成28年度は、鳥栖・三養基西部環境施設組合において「佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書」を作成した。平成29年度は、次期ごみ処理施設整備に当たって、基本方針、処理システム及び環境保全計画等の基本的事項を定めた「ごみ処理施設整備基本計画」を策定するとともに、「佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」を作成した。平成30年度は、佐賀県東部環境施設組合が事業者となり、環境影響評価方法書に基づき、対象事業実施区域及びその周辺地域において現地調査を実施した。令和元年度には、現地調査結果を基に予測評価を実施し、「佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書」を作成した。

本事業は、3R（リデュース（Reduce：減量）、リユース（Reuse：再利用）、リサイクル（Recycle：再資源化））の推進と併せて、最新のごみ処理技術を導入し、適正かつ安全な施設を実現するとともに、ごみ処理に伴うエネルギーの積極的活用によって、地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取組にも配慮しながら、災害対策の強化等により広域的な視野に立った強靭な一般廃棄物処理システムを確保するなど、廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月31日閣議決定）が示す方向性に合致するよう、総合的に次期ごみ処理施設を整備することを目的とするものである。

### 3 対象事業の種類

一般廃棄物処理施設の設置

### 4 対象事業実施区域の位置

#### 4.1 対象事業実施区域の所在地

佐賀県鳥栖市真木町字今川

対象事業実施区域について、本事業に係る計画段階環境配慮書、環境影響評価方法書では、面積約4.2haの区域を対象としていたが、その後の土壤汚染状況調査において、当初の対象事業実施区域南東部で地下埋設物及び土壤汚染が確認されたことから、計画を変更し、対象事業実施区域を当初の対象事業実施区域の北西部に縮小することとなった（図2.4.2-1参照）。なお、計画を変更するにあたり、当初の対象実施区域北西部において土壤調査をしたが、地下埋設物及び土壤汚染は確認されなかった。

計画の変更内容は当初の計画内容（ごみ焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）172t/日、リサイクル施設（マテリアルリサイクル推進施設）30.2t/日）のうち、対象事業実施区域においてリサイクル施設（マテリアルリサイクル推進施設）の整備をとりやめ、ごみ焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）のみの整備を計画することとなったものである。リサイクル施設については、別の建設地を選定し整備する予定としている。

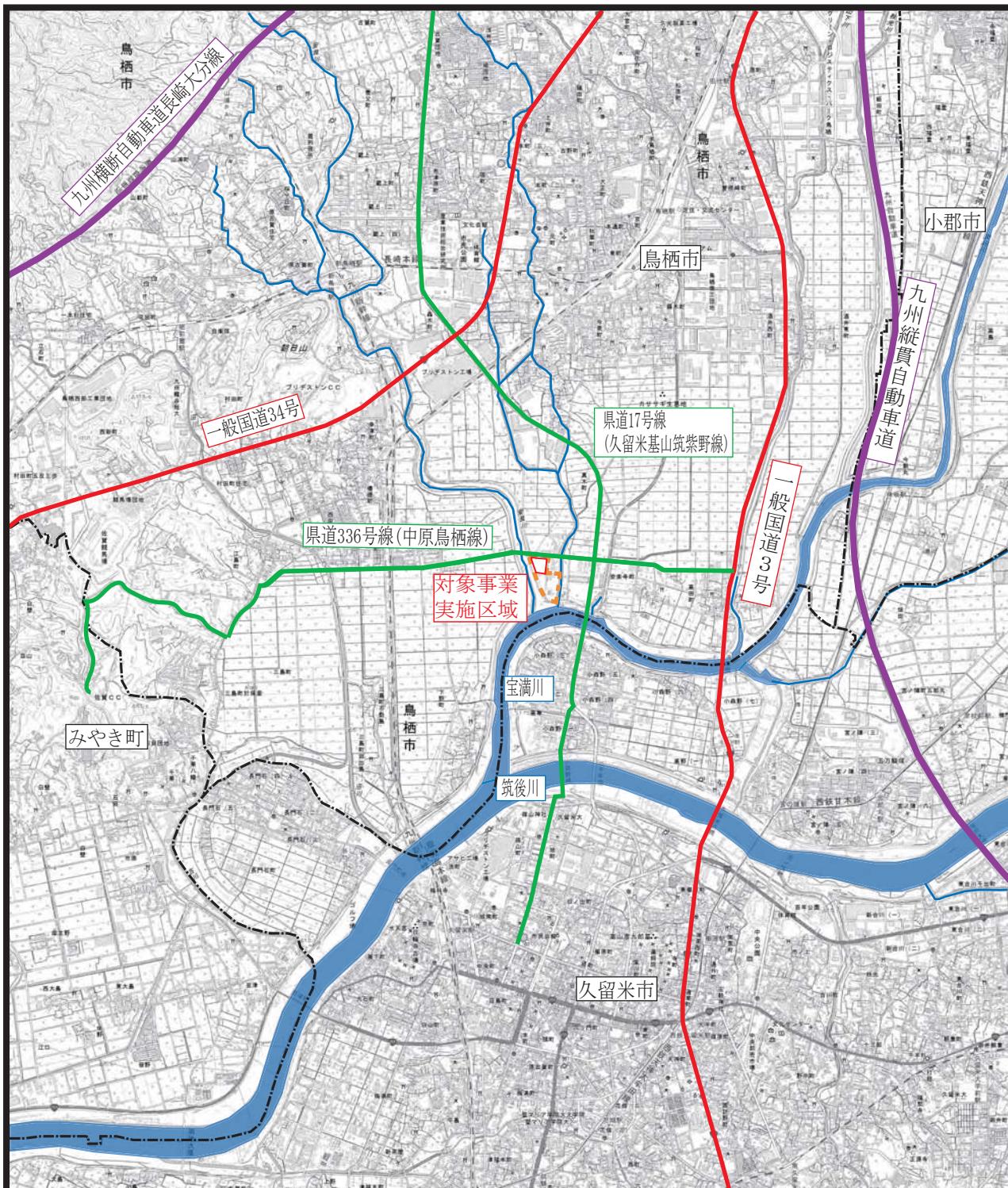
また、対象事業実施区域の縮小に伴い、鳥栖市旧焼却施設、し尿処理施設の解体についても本事業の対象とはせずとりやめることとなった。

当初の対象事業実施区域南東部の土壤汚染対策については、鳥栖市が実施することとしており、現在、その計画が進められている。

#### 4.2 対象事業実施区域の周囲概況

対象事業実施区域（面積：約1.7ha）の位置は、佐賀県鳥栖市真木町字今川であり、鳥栖市の南部に位置し、その北、東、西側には水田が広がるほか、公共下水道終末処理施設などが立地している。

また、南側は最終処分場跡地を挟んで宝満川右岸に接し、さらに南（宝満川対岸）側は住宅地（久留米市小森野三丁目）となっている（図2.4.2-1参照）。



凡例

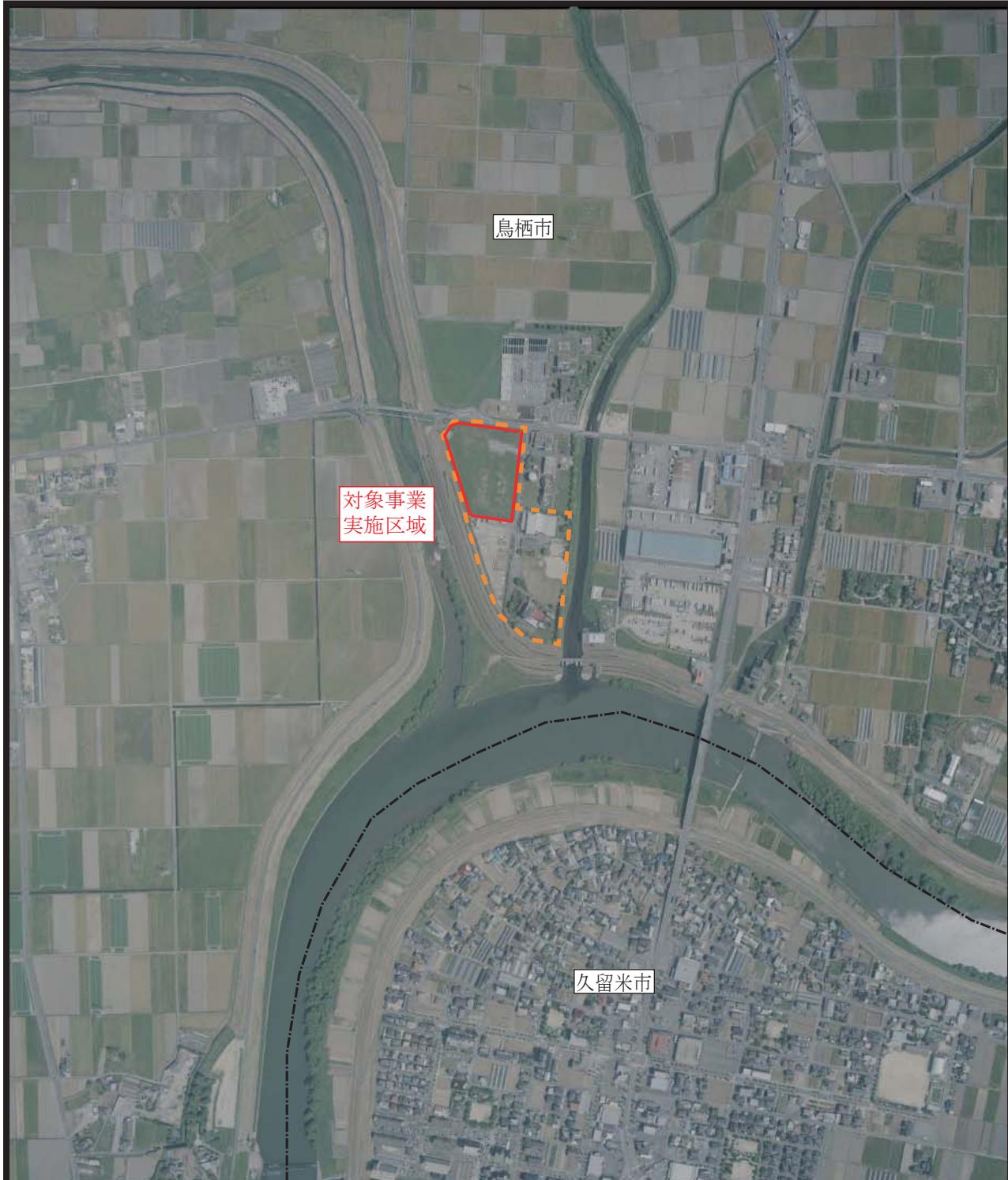
- : 当初の対象事業実施区域(約4.2ha)
- : 変更した対象事業実施区域(約1.7ha)
- : 市町界
- : 国道
- : 県道
- : 河川



S = 1:50,000

0 500 1000 2000m

図2.4.2-1(1/2) 対象事業実施区域の位置



凡例

- ：当初の対象事業実施区域(約4.2ha)
- ：変更した対象事業実施区域(約1.7ha)
- ：市町界



S = 1:10,000



図2.4.2-1(2/2) 対象事業実施区域の位置

#### 4.3 対象事業実施区域選定の経緯

当初の対象事業実施区域選定の経緯は以下に示すとおりである。

鳥栖・三養基西部環境施設組合が設置するごみ処理施設は、設置期限が令和5年度末となっているため、次期施設は、ごみの移動による環境負荷を考慮すると、最もごみ排出量の多い鳥栖市に建設することが適当という結論に至り、鳥栖市において建設候補地を選定することとなった。

鳥栖市では、平成26年5月に、候補地の選定は行政が責任をもって行うべきという観点から、庁内の関係課長等を委員とする鳥栖市次期ごみ処理施設候補地選定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を組織し、候補地選定を行った。

建設候補地選定にあたっては、公有地、準公有地を優先し、法令条件、近隣住宅地・福祉施設・病院等までの距離、道路混雑、森林開発の有無等の環境条件、収集運搬距離や搬入道路整備等の経済条件、インフラ整備等の立地条件等の20項目にわたる評価項目を設け、客観的な視点に立って評価を行った結果、平成26年7月に候補地25箇所の中から今回の対象事業実施区域（鳥栖市真木町衛生処理場敷地（旧ごみ焼却施設跡地））を建設候補地として選定した。

8月に入り、鳥栖市内の一地区から次期ごみ処理施設の誘致の要望書が提出されたため、地元区長から具体的な候補地等の意向を聞き取り、地元で想定する3候補地を市長、副市長が現地視察を行った。

3候補地のうち、諸条件により困難と認められる2候補地を除外し、残った候補地1箇所とすでに検討委員会が選定した真木町衛生処理場敷地を比較検討した結果、真木町衛生処理場敷地の方が評価が高かった。これを受けて平成26年10月に府議に諮り、最終的に建設候補地として決定した。

その後、佐賀県ごみ処理広域化計画（平成11年2月策定）に基づき、神埼市及び吉野ヶ里町が次期施設建設計画への参加を表明されたため、2市3町でごみ処理施設の整備を推進していくこととなり、2市3町においても鳥栖市のごみ排出量が最も多くなることから、鳥栖市が選定した候補地に建設することが妥当であるとの合意に達した。

鳥栖市においては、候補地選定後、慎重かつ真摯に協議を重ね、平成28年2月、建設への地元理解が得られることになったものである。

なお、建設候補地の選定の流れについては、図2.4.3-1に示すとおりである。

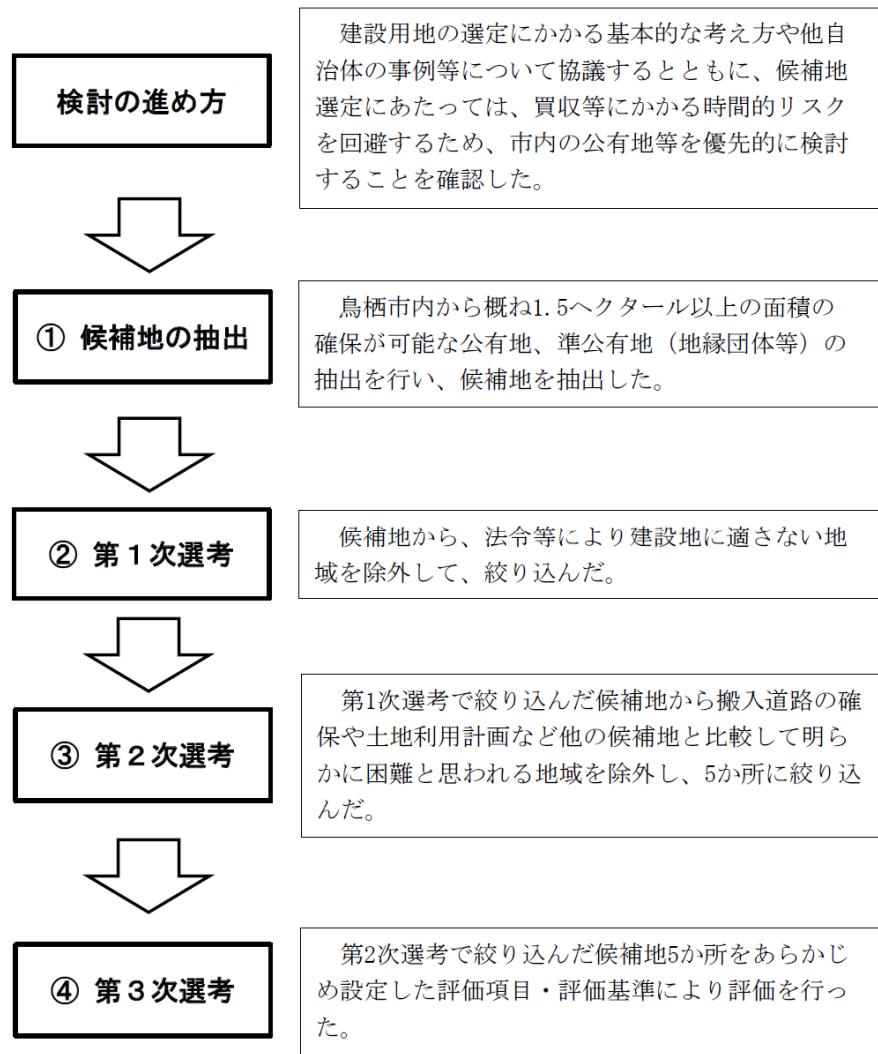


図 2.4.3-1 建設候補地の選定の流れ

## 1) 選定の内容

### ① 候補地の抽出

#### ◆ 抽出要件

- ① 面積 15,000 m<sup>2</sup>以上
- ② 所有者が国、地方公共団体又は地縁団体
- ③ 道路・河川・水路・ため池等でないこと
- ④ 建築物がないこと（未利用を除く）

⇒ 市内 25 か所を抽出

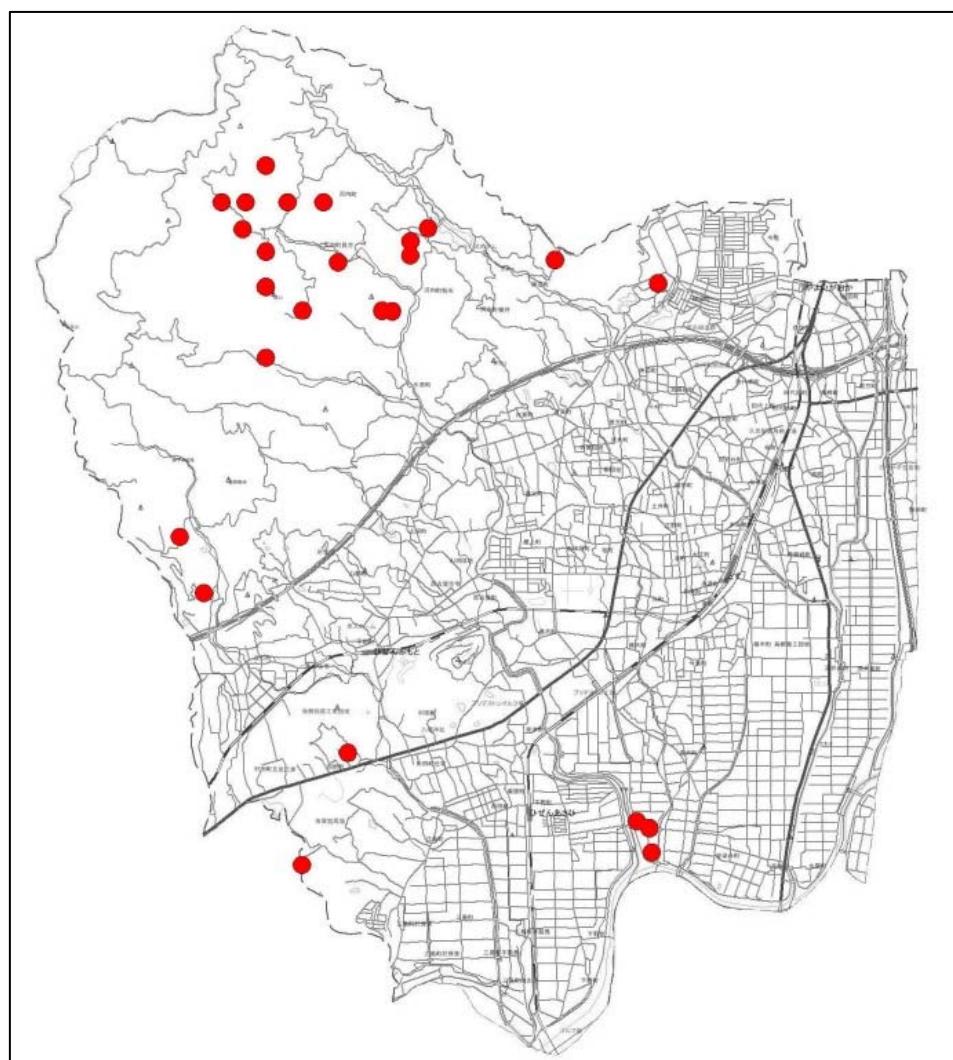


図 2.4.3-2 25 か所の候補地位置図

## ② 第1次選考

◆ 除外条件=法令等により建設地に適さない地域を除外

- ① 国史跡名勝天然記念物、県史跡天然記念物、市天然記念物
- ② 国立公園・国定公園、県立自然公園
- ③ 都市計画公園・緑地、市の自然公園等
- ④ 保安林
- ⑤ 農用地区域
- ⑥ 土砂災害危険個所マップによる土砂災害危険個所
- ⑦ 鳥栖市洪水ハザードマップにおいて浸水 2m以上の区域
- ⑧ 鳥栖市地震防災マップにおいて震度 6 強以上の区域
- ⑨ 鳥獣保護区特別保護地区
- ⑩ 建築基準法においての災害危険区域
- ⑪ 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域
- ⑫ 土砂災害特別警戒区域

⇒ 市内 25 か所から 8 か所へ

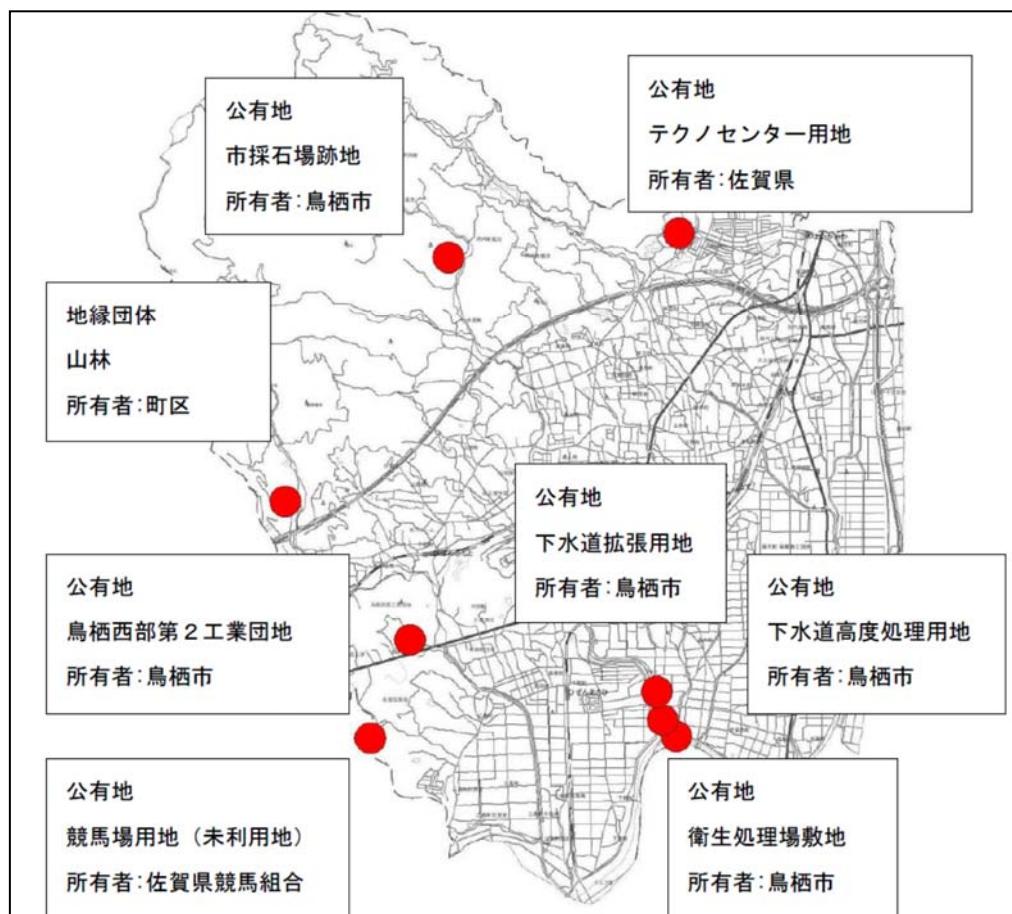


図 2.4.3-3 第1次選考の結果（市内 8 か所）

### ③ 第2次選考

◆ 除外条件=他の候補地と比較して明らかに困難と思われる地域を除外

- ① 接道が狭い等大型車が通行する搬入道路の確保が困難
- ② 土地の利用計画等からごみ処理施設とすることが非常に困難
- ③ 活断層が近接している可能性がある
- ④ 大規模な造成工事等が必要である

⇒ 市内 8か所から 5か所へ

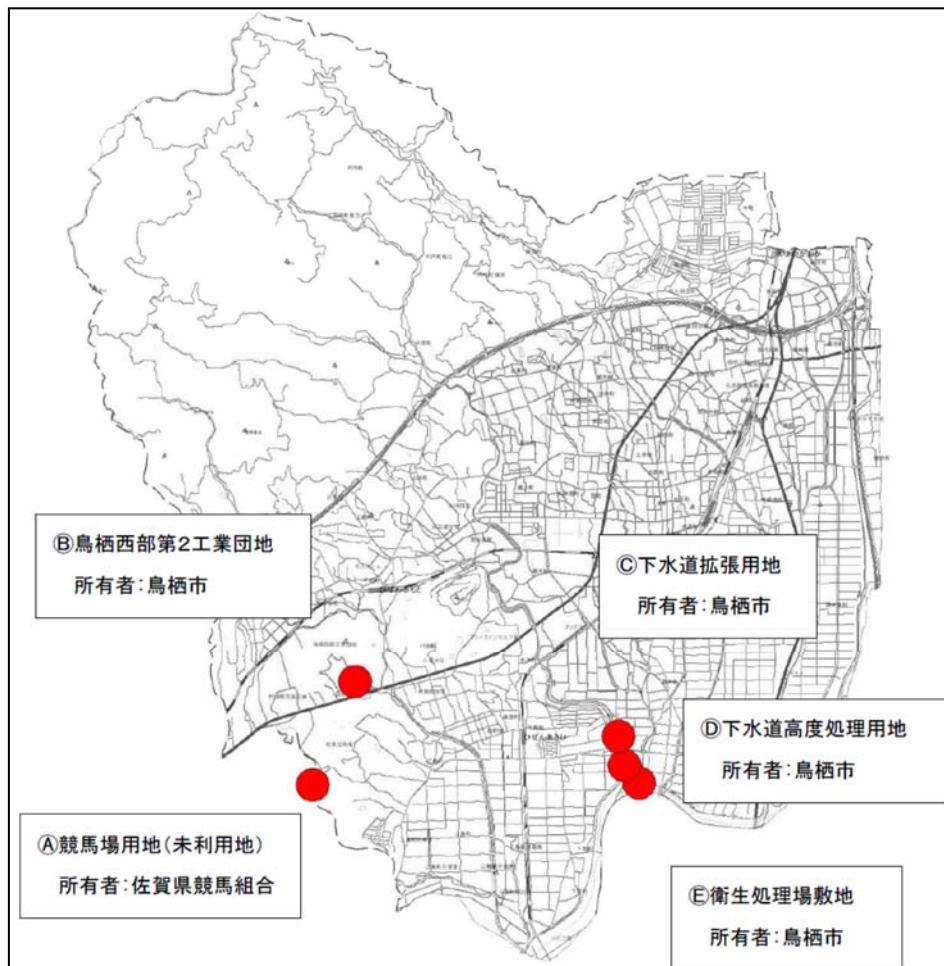


図 2.4.3-4 第1次選考の結果（市内 5か所）

#### ④ 第3次選考

評価方法（「評価項目」「配点方法」「評価基準」）を設定し、「③ 第2次選考」で5か所に絞り込んだ候補地の評価を行った。

##### ◆評価項目

分類	評価項目	(具体的な評価項目)
環境条件 (生活環境や自然環境を保全するための評価項目)	①近隣住宅地（集落）までの距離	直近の住宅までの距離で、近隣住宅地から離れている方が望ましい
	②近隣住宅の戸数	200m以内の住戸数が少ない方が望ましい
	③都市計画法の用途地域	工業系の用途地域や都市施設として定められているほうが望ましい
	④教育施設、福祉施設、医療施設※までの距離 ※騒音規制法及び振動規制法の規制基準において規制が強化される対象施設	直近の施設までの距離が離れている方が望ましい
	⑤災害の安全性（地震）	地震防災マップの震度区分
	⑥災害の安全性（洪水）	洪水ハザードマップの浸水の深さ区分
	⑦森林開発等の必要性（新規の開発により自然環境を損なう恐れ）	地域森林計画対象森林が含まれていないほうが望ましい
	⑧道路の混雑度 (平成22年道路交通センサス)	直近の幹線道路（2車線以上の国道・県道）の12時間混雑度が低い方が望ましい
経済条件 (経費節減のための評価項目)	⑨収集運搬距離（定期収集時の運搬コスト及び市民持込みの利便性）	人口中心※からの距離が近い方が望ましい ※平成22年国勢調査における鳥栖市の人口中心
	⑩搬入道路整備の必要性	搬入道路の整備の必要性の有無（2車線以上の国道・県道）への接続
	⑪用地確保に要する費用負担	用地取得費用負担の有無
	⑫他の市施策との補完性	他の市施策へのメリットがあるか
用地取得条件 (円滑な用地取得のための評価項目)	⑬用地取得の難易度（所有者）	所有者の違いによる取得の実現性
	⑭用地取得の難易度（使用用途の変更）	用地の使用用途（使用用途の変更となるときに鳥栖市内部調整のみか、他団体との外部調整が必要となるか）
	⑮用地の地形	施設建設に必要な平坦地を確保するために新たな造成・建築物除去などの必要性
立地条件 (施設の立地に関する評価項目)	⑯用地の面積	面積による施設配置の制約（面積が広い方が望ましい）
	⑰用地の形状	形状による施設配置の制約（かけ地割合が小さいほうが望ましい）
	⑱幹線道路を利用した搬入の容易性	みやき町・上峰町からの搬入時の直近の幹線道路※までの距離 ※県道17号並びに国道34号、県道31号、県道145号及び県道336号の県道17号以西区間
	⑲電気・ガス・水道・下水道の確保	インフラ整備の容易性 (必須項目)電気 (任意項目)都市ガス、上水道、工業用水、公共下水道
	⑳他の施設との連携の可能性	他の施設との立地関係や業務補完等で連携が図られる可能性があるか

##### ◆配点方法

- 評価項目ごとの配点は均等配点とする。
- 最も評価の高い順から「◎」、「○」、「△」の3段階評価とし、配点は「◎：5点」、「○：3点」、「△：1点」とする。（ただし、一部2段階評価）

## ◆評価基準

### 相対評価とするもの

距離や戸数などの数値化する定量的な評価項目は相対評価とする。

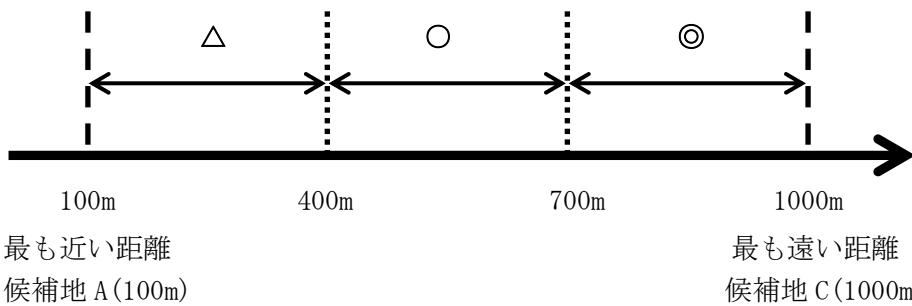
#### [相対比較の具体的方法]

(例) 評価項目：住宅との距離 (距離が長い方を優位とする)

候補地 A : 100m 候補地 B : 500m 候補地 C : 1000m

・最大値から最小値を差し引き、その間を3等分する。

・優位な方から「◎」、「○」、「△」とする。



候補地 A 「△」 候補地 B 「○」 候補地 C 「◎」 となる

### 絶対評価とするもの

都市計画用途地域など定性的な評価項目は絶対評価とする。

◆評価結果(評点) (1)

評価項目	評価基準	(A) 競馬場用地	(B) 鳥栖西部 第2工業 団地	(C) 下水道 拡張用地	(D) 下水道高 度処理用 地	(E) 衛生処理 場敷地
環境条件	①近隣住宅地（集落）までの距離	(○) 390m 以上 (○) 220m 以上 390m 未満 (△) 220m 未満	○	△	◎	◎
	②近隣住宅の戸数	(○) 13戸未満 (○) 13戸以上 26戸未満 (△) 26戸以上	◎	△	◎	◎
	③都市計画法の用途地域	(○) 工業系の用途地域 (○) 工業系以外の用途地域かつ都市施設として定めている区域 (△) 工業系以外の用途地域かつ都市施設として定められていない区域	△	◎	○	○
	④教育施設、福祉施設、医療施設までの距離	(○) 840m 以上 (○) 570m 以上 840m 未満 (△) 570m 未満	◎	△	◎	◎
	⑤災害の安全性（地震）	(○) 震度6弱未満 (△) 震度6弱	◎	△	△	△
	⑥災害の安全性（洪水）	(○) 0.5m 未満 (○) 0.5m 以上 1m 未満 (△) 1m 以上 2m 未満	◎	○	○	○
	⑦森林開発等の必要性	(○) 対象外 (○) 一部対象 (△) 全部対象	○	○	○	○
	⑧道路の混雑度	(○) 1.17 以下 (○) 1.17 超過 1.49 未満 (△) 1.49 以上	◎	△	○	○
経済条件	⑨収集運搬距離	(○) 3,600m 未満 (○) 3,600m 以上 4,200m 未満 (△) 4,200m 以上	△	○	○	○
	⑩搬入道路整備の必要性	(○) 整備不要 (○) 一部整備必要 (△) 整備必要	◎	○	○	○
	⑪用地確保に要する費用負担	(○) 負担無 (△) 負担必要	△	△	△	○
	⑫他の市施策との補完性	(○) 有 (△) 無	△	△	△	○
用地取得条件	⑬用地取得の難易度（所有者）	(○) 鳥栖市 (○) 国・他の地方公共団体 (△) 国・地方公共団体以外	○	○	○	○
用地取得条件	⑭用地取得の難易度（使用用途の変更）	(○) 不要 (○) 内部（鳥栖市）調整必要 (△) 外部（他の団体）調整必要	△	○	△	○
	⑮用地の地形	(○) 造成等不要 (○) 造成が容易 (△) 大規模造成又は建築物除去が必要	○	○	○	△

◆評価結果(評点) (2)

評価項目	評価基準	(A) 競馬場用地	(B) 鳥栖西部 第2工業 団地	(C) 下水道 拡張用地	(D) 下水道高 度処理用 地	(E) 衛生処理 場敷地	
立地条件	⑯用地の面積	◎ 32,400 m <sup>2</sup> 以上 ○ 24,700 m <sup>2</sup> 以上 32,400 m <sup>2</sup> 未満 △ 24,700 m <sup>2</sup> 未満	◎	△	△	△	△
	⑰用地の形状	◎ 30%未満 ○ 30%以上 34%未満 △ 34%以上	○	◎	◎	◎	△
	⑱幹線道路を利用した搬入の容易性	◎ 0m	◎	◎	◎	◎	◎
	⑲電気・ガス・水道・下水道の確保	◎ 必須項目及び任意項目の2以上整備が容易 ○ 必須項目のみ整備が容易 △ すべて整備が困難	○	◎	◎	◎	◎
	⑳他の施設との連携の可能性	◎ 可能性大 ○ 可能性小 △ 可能性なし	△	△	◎	◎	◎
個数	◎ (5点)		8	9	12	12	13
	○ (3点)		6	2	3	3	3
	△ (1点)		6	9	5	5	4
	点数(100点満点)		64	60	74	74	78

(平成 26 年 7 月 1 日現在のデータに基づく評価)

2) 次期ごみ処理施設建設候補地にかかる評価結果

次期ごみ処理施設候補地選定検討委員会では、市内全域から絞り込んだ 5 か所の候補地の中から建設候補地を選定するため、環境や経済などの条件ごとに合わせて 20 の評価項目について評価基準に従って評価した結果、以下のとおりとなった。

候補地 評価 項目	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)
	競馬場用地	鳥栖西部第2 工業団地	下水道拡張 用地	下水道高度処 理用地	衛生処理場 敷地
環境条件 (40点)	32点	20点	32点	32点	30点
経済条件 (20点)	8点	10点	12点	12点	20点
用地取得条件 (15点)	7点	13点	9点	9点	11点
立地条件 (25点)	17点	17点	21点	21点	17点
合計 (100点満点)	64点	60点	74点	74点	78点

※最も評価が高い順に◎ 5 点 ○ 3 点 △ 1 点で評価した点数

【評価結果の説明】

真木町・衛生処理場敷地が経済条件における評価が非常に高く、かつ環境条件や用地取得条件、立地条件において他の候補地に大きく劣ることもないため、最も評価が高くなつた。

## 5 対象事業の規模等

- ・ごみ焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）

172t/日

## 6 対象事業に係る主要な工作物の種類、規模、構造、配置計画等の概要

### 6.1 主要な工作物の種類、規模、構造

本対象事業により、対象事業実施区域に設置するごみ焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）（以下「計画施設」という。）の諸元は、表2.6.1-1に示すとおりである。

表2.6.1-1 計画施設の諸元

工作物の種類等	項目	計画諸元
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	処理能力	172t/日 (86t/24h×2炉)
	処理方式	焼却方式（ストーカ式）+セメント原料化、もしくは、溶融方式（シャフト炉式、流動床式）+スラグ化・山元還元
	処理対象ごみ	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃・粗大ごみ破碎残渣、資源ごみ選別残渣、災害廃棄物
	排ガス処理設備	ろ過式集じん器（バグフィルタ）、乾式有害ガス除去装置、活性炭吹込装置、脱硝装置（詳細未定）
	構造	鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造（詳細未定）
	建屋寸法 1)	短辺50m、長辺85m、最大高さ36m
	煙突高さ	59m
	熱回収方法	廃熱ボイラ方式
	運転計画	24時間連続運転
稼働目標年度		令和6年度

注：1) 建屋寸法は現段階での最大を見込んでおり、今後小さくなる可能性がある。

## 1) 処理方式

処理方式は、「佐賀県東部広域ごみ処理施設建設検討委員会」において、以下の観点から検討され、「焼却方式（ストーカ式）+セメント原料化」及び「溶融方式（シャフト炉式、流動床式）+スラグ化・山元還元」の3方式が選定された。

- ・安全で安定性に優れ、長期的に稼働が可能な施設
- ・環境にやさしく、資源循環型社会を推進する施設
- ・災害に強く、地域の防災拠点となる施設
- ・経済性や効率性に優れた施設

各処理方式の概要を表2.6.1-2に示す。

表 2.6.1-2 各処理方式の概要

項目	焼却方式 (ストーカ式)	溶融方式 (シャフト炉式)	溶融方式 (流動床式)
処理対象物	可燃ごみ、不燃・粗大ごみ破碎残渣、資源ごみ選別残渣		
施設規模	172 t / 日 (86 t / 日 × 2 炉)		
処理生成物	焼却灰、焼却飛灰	スラグ、メタル、溶融飛灰	スラグ、鉄・アルミ、溶融飛灰、不燃物
処分・資源化方法	セメント原料化	資源化、山元還元	資源化、山元還元、委託処分

出典：ごみ処理施設整備基本計画（平成29年10月 鳥栖・三養基西部環境施設組合）

なお、令和元年9月より事業者選定の手続きを進め、令和2年5月に落札者が決定したことに伴い、処理方式は「焼却方式（ストーカ式）+セメント原料化」となる。本環境影響評価の手続き終了後、事業本契約の締結、実施設計に着手する。

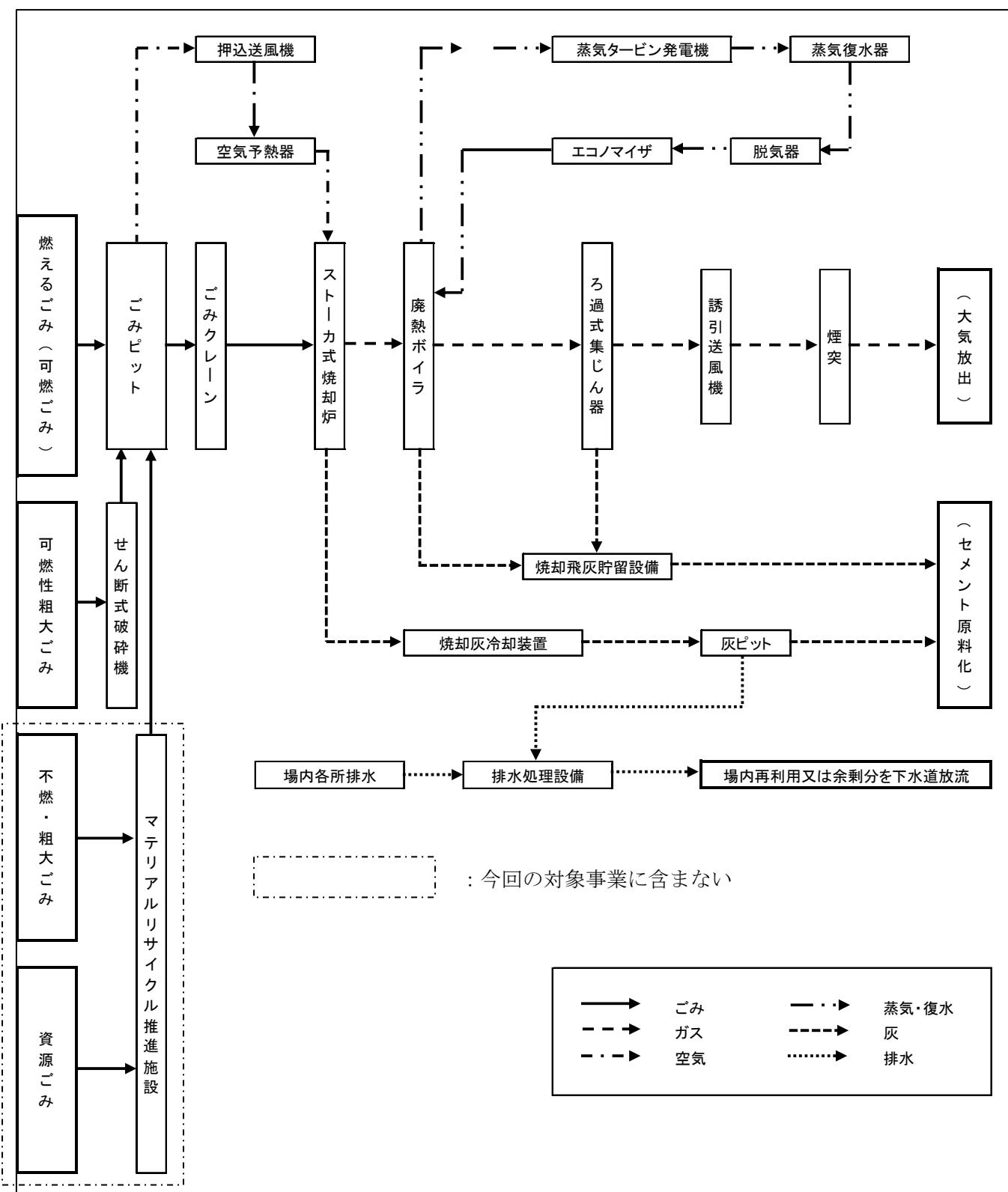
(1) 主要設備概要、処理フロー

各処理方式の主要設備概要、処理フローを表 2.6.1-3、図 2.6.1-1 に示す。

表 2.6.1-3 各処理方式の主要設備概要

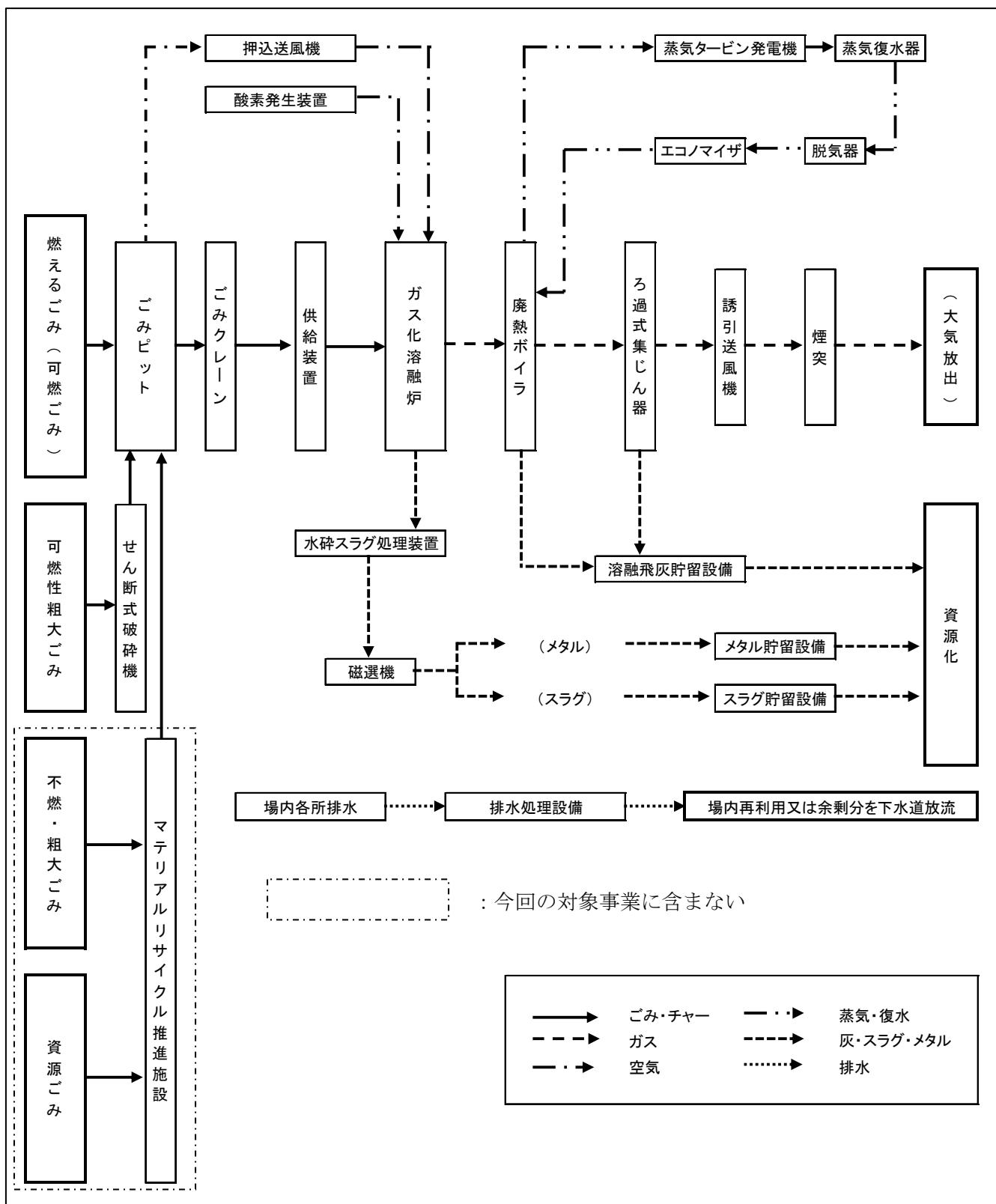
設 備 名	焼却方式 (ストーカ式)	溶融方式 (シャフト炉式)	溶融方式 (流動床式)
受入供給設備	ごみ計量機 貯留搬出 ピット容量	ロードセル式 (搬入1基、搬出1基 計2基) ピット&クレーン方式 (全自動) 8.4日分以上	
可燃性粗大ごみ前処理設備	せん断式破碎機		
燃焼 (溶融) 設備	ストーカ式 ガス化溶融方式 (シャフト炉)、二次燃焼室、酸素発生装置		
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式		
排ガス処理 設備	ろ過式集じん器 (バグフィルタ)		
有害ガス除去設備	乾式有害ガス除去装置、活性炭吹込装置、脱硝装置 (詳細未定)		
余熱利用設備	発電 場内余熱利用(場内給湯)※空調はパッケージエアコン <エネルギー回収率17.5%以上>		
通風設備	平衡通風式 (白煙防止装置は設置しない)		
灰出し設備	焼却灰： セメント原料化 (搬出時の水分30%以下)	溶融スラグ：水碎方式	
	焼却飛灰： セメント原料化 (乾灰)	溶融飛灰：山元還元 (乾灰)	
	貯留搬出： (焼却灰) ピット&クレーン方式 (焼却飛灰) サイロ貯留、 ジェットパック車搬出	貯留搬出： (溶融スラグ) バンカ& ヤード方式 (溶融飛灰) サイロ貯 留、ジェットパック車搬 出 (メタル) バンカ&ヤード 方式	貯留搬出： (溶融スラグ) バンカ& ヤード方式 (溶融飛灰) サイロ貯 留、ジェットパック車搬 出 (鉄・アルミ) バンカ& ヤード方式 (不燃物) バンカ方式
	ピット容量	5日分以上	
給水設備	生活用水 プラント用水	上水または井水 上水または井水	
排水処理設備	生活排水 プラント系排水 雨水排水	下水道放流 処理後、場内再利用のうえ余剰分を下水道放流 散水等に利用のうえ余剰水を河川放流	
電気設備	特別高圧配電線 1回線受電		
計装設備	分散型自動制御システム 排ガス監視計器、データロガ付設		

出典：次期ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書（令和元年9月 佐賀県東部環境施設組合）



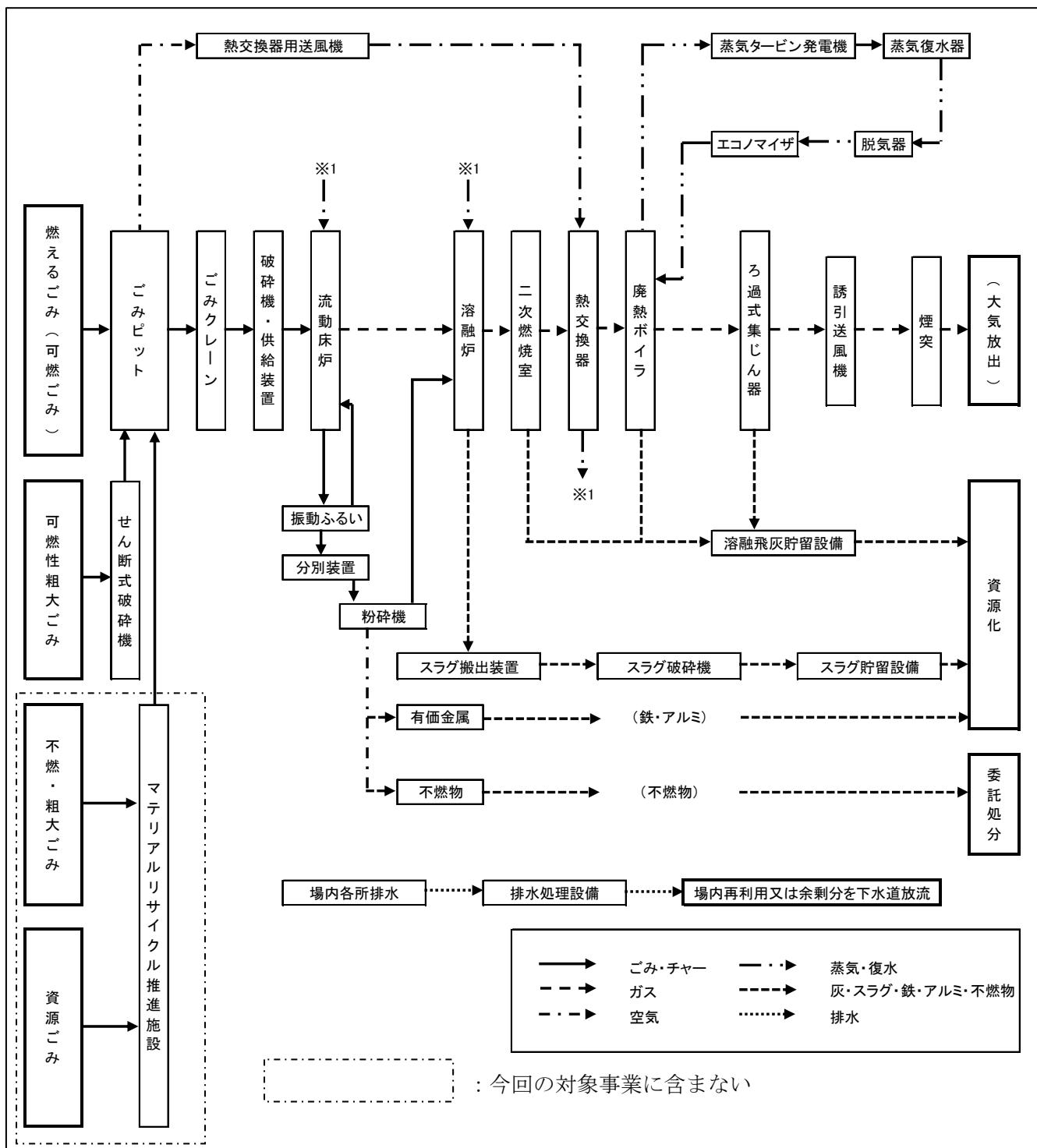
出典：ごみ処理施設整備基本計画（平成29年10月 鳥栖・三養基西部環境施設組合）

図 2.6.1-1(1/3) 焼却方式（ストーカー式）の基本処理フロー



出典：ごみ処理施設整備基本計画（平成29年10月 鳥栖・三養基西部環境施設組合）

図 2.6.1-1(2/3) 溶融方式（シャフト炉式）の基本処理フロー



出典：ごみ処理施設整備基本計画（平成29年10月 鳥栖・三養基西部環境施設組合）

図 2.6.1-1(3/3) 溶融方式（流動床式）の基本処理フロー

## 6.2 施設配置計画

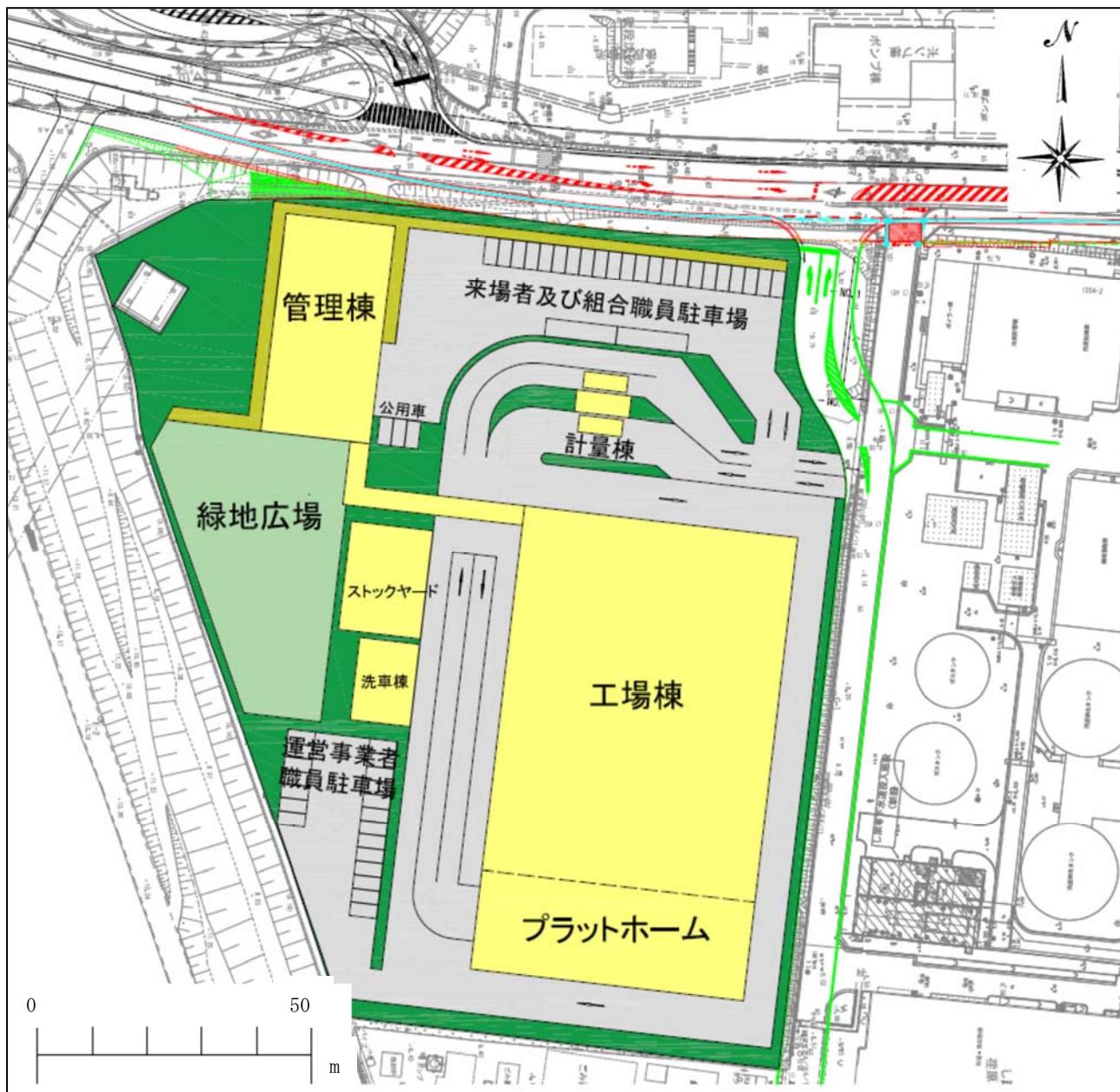
施設配置計画（イメージ）は、「4.1 対象事業実施区域の所在地」（p. 2-2 参照）で示したとおり、対象事業実施区域を北西部に縮小することとなったため、計画段階環境配慮書、環境影響評価方法書に記載の計画から変更となっている（図 2.6.2-1 参照）。

工場棟の建築面積については、約 4,250 m<sup>2</sup>（50m × 85m）、建築高さを 36m（煙突高さは 59m）とする（建築面積、建築高さは現段階での最大を見込んでおり、今後小さくなる可能性がある）。

なお、本配置は現段階での概略計画であり、実際の配置はプラントメーカーからの提案により決定するが、この場合にあっては、表 2.6.2-1 に示す方針による。

表 2.6.2-1 配置に係る方針

項目	方針
敷地範囲	・ 約 1.7ha を計画敷地とし、次期ごみ処理施設及び緑地広場等を建設する計画とする。
緑地広場	・ 地域住民などが利用できる緑地広場を計画敷地内に整備する。処理施設とは明確に分離し、安全で快適な広場空間となるよう配慮する。緑地広場の利用者のための駐車場及びトイレを設ける。緑地広場には修景施設（パーゴラ、東屋）や大型遊具を設置する計画とする。
調整池	・ 今後の実施設計において、関係機関と協議を行い、必要に応じて対応する。
地盤高さ	・ 本計画地の一部は「筑後川水系宝満川洪水浸水想定区域図」において浸水深さは 3.0～5.0m 未満、浸水継続時間は 3 日～1 週間未満の区域に指定されている。浸水対策としては、プラットホーム、電気室、中央制御室、非常用発電機、タービン発電機など主要な機器及び制御盤・電動機は浸水深さ 5.0m 以上に設置し、さらに地上階には止水板や気密性扉を設置して浸水を防止する方針とする。よって計画地盤高さは、GL+ 2.0m 以上の盛土を行い、工場棟・管理棟（合棟可）・計量棟・駐車場の主要施設を配置する上で、浸水に耐えうる高さまで RC 造とするなど対策を行う計画とする。
緑化計画	・ 緑地広場との境界や道路・隣地との境界部は積極的に緑化を図り、周辺環境や周辺からの景観に配慮した計画とする。 ・ 車両動線周囲の緑化など、搬入車両などが出来るだけ周辺敷地や道路から見えないように配慮する。
工場棟	・ ごみの処理を行う工場棟を安全で円滑な搬入出車両動線やメンテナンス性を考慮した位置に設けることとする。 ・ 景観に配慮し、平面形状、高さをできるだけ抑えるとともに、色彩・材料等景観に配慮した計画とする。 ・ 本施設はプラットホームを浸水深さ 5.0m 以上とし、ランプウェイを設ける計画とする。
計量棟	・ ごみの搬入出時の計量受付を行うため、敷地への車両出入口及びプラットホームまでの搬入時と退出時の 2 度計量に配慮した配置とする。 ・ 管理運営上の利便性を考慮し、管理棟と合棟若しくは管理棟とのアクセスに配慮した計画とする。 ・ 搬入搬出ともに計量機を通過する車線の他、計量機を通過しない車線をバイパスとして設ける。
洗車場	・ ごみ収集車両を洗浄するための洗車場を整備するが、日常的な収集車両の洗車は行わないものとする。 ・ 洗浄排水は工場内で処理することから工場棟に近接した配置とする。ごみ搬入車両の通行の妨げとならず、見学者及び来館者からの視線に配慮した計画とする。工場棟内に設置可能な場合は、工場棟と合棟とすることも可能とする。 ・ 屋根及び壁を設けた建屋とし、脱臭設備を設けるなど悪臭対策に万全を期するものとする。また、洗車設備は 2 台以上同時使用ができるものとする。 ・ 洗車場は料金徴収型とする。
駐車場	・ 従業員用、来館者用、職員用の駐車場及び団体見学受け入れ時の大型バスの駐車場を計画する。 ・ 管理棟や工場棟へのアクセスに配慮した計画とする。 ・ 搬入車両の動線とは適切に分離し、円滑な動線を計画する。 ・ 来館者や職員等が各自利用する施設まで安全に通行できるように歩行者動線に配慮した配置とする。 ・ 大型バスの車寄せなど、団体見学者に配慮した計画とする。



本配置は現段階での概略計画であり、実際の配置及び出入口の東側道路の接続箇所については、プラントメーカーからの提案により決定する。

図2.6.2-1 施設配置計画（イメージ）

### 6.3 計画施設の概要

#### 1) 環境保全目標値（自主基準値）

##### (1) 排出ガス

排出ガスについては、法規制値、近隣の類似施設における環境保全目標値（自主基準値）を参考に表 2.6.3-1 に示すとおり設定した。

表2.6.3-1 計画施設の環境保全目標値（自主基準値）（排出ガス）

項目	法規制値	福岡都市圏南部環境事業組合 H28.4稼働 (510t/日)	久留米市宮ノ陣クリーンセンター H28.7稼働 (163t/日)	鳥栖・三養基西部環境施設組合 H16.4稼働 (132t/日)	計画施設環境保全目標値（自主基準値） (172t/日)
硫黄酸化物(SOx) (ppm)	K値=17.5以下	30以下	50以下	50以下	30以下
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	0.08以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下	0.01以下
窒素酸化物(NOx) (ppm)	250以下	100以下	100以下	100以下	100以下
塩化水素(HCl) (ppm)	430以下	30以下	50以下	50以下	30以下
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	1以下	0.1以下	0.05以下	0.1以下	0.05以下
水銀 (μg/m <sup>3</sup> N)	30以下	25以下	—	—	25以下

##### (2) 騒音

対象事業実施区域は、騒音規制法により第2種区域の基準が適用されることから、計画施設における騒音の環境保全目標値（自主基準値）は表 2.6.3-2 に示すとおりとする。

表2.6.3-2 計画施設の環境保全目標値（自主基準値）（騒音）

単位：dB

区分	朝 (6時～8時)	昼間 (8時～19時)	夕 (19時～23時)	夜間 (23時～6時)
第1種区域	45	50	45	45
第2種区域	50	60	50	50
第3種区域	65	65	65	55
第4種区域	70	70	70	65
環境保全目標値（自主基準値）	50	60	50	50

##### (3) 振動

対象事業実施区域は、振動規制法により第1種区域の基準が適用されることから、計画施設における振動の環境保全目標値（自主基準値）は表 2.6.3-3 に示すとおりとする。

表2.6.3-3 計画施設の環境保全目標値（自主基準値）（振動）

単位：dB

区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60
環境保全目標値（自主基準値）	60	55

#### (4) 悪臭

##### ① 敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る環境保全目標値（自主基準値）

敷地境界線における特定悪臭物質の濃度については、「悪臭防止法」等で規制される。

対象事業実施区域は規制区域に指定されていないが、計画施設における特定悪臭物質の濃度に係る環境保全目標値（自主基準値）を表2.6.3-4に示すとおりとする。

表2.6.3-4 計画施設の環境保全目標値（自主基準値）（悪臭）

単位：ppm

物質名	悪臭防止法	環境保全目標値（自主基準値）
アンモニア	1	1
メチルメルカプタン	0.002	0.002
硫化水素	0.02	0.02
硫化メチル	0.01	0.01
二硫化メチル	0.009	0.009
トリメチルアミン	0.005	0.005
アセトアルデヒド	0.05	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003	0.003
イソブタノール	0.9	0.9
酢酸エチル	3	3
メチルイソブチルケトン	1	1
トルエン	10	10
スチレン	0.4	0.4
キシレン	1	1
プロピオン酸	0.03	0.03
ノルマル酪酸	0.001	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009	0.0009
イソ吉草酸	0.001	0.001

##### ② 気体排出口における特定悪臭物質の流量又は濃度に係る環境保全目標値（自主基準値）

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く）の種類ごとに、次の式により算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

q : 悪臭物質の流量 (0°C、1気圧の m<sup>3</sup>/時)

H e : 補正された気体排出口の高さ (m)

C m : 敷地境界における規制基準 (ppm)

補正された気体排出口の高さ (H e) が 5m 未満となる場合については、この式は適用しない。

## (5) 排出水

プラント系排水は、施設内で処理を行った後、場内再利用のうえ余剰分を下水道放流とする。生活系排水は下水道放流とする。下水道に放流する場合にあっては、表 2.6.3-5 に示す下水道排除基準値以下とする。

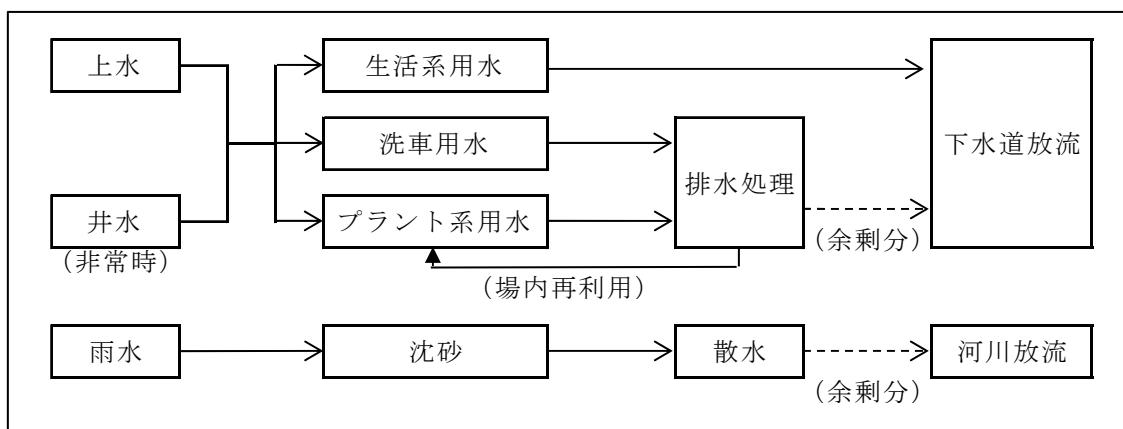
表 2.6.3-5 下水道排除基準

項目	下水道排除基準値
水素イオン濃度	水素指数5以上9以下
生物化学的酸素要求量	600 mg/L以下
浮遊物質量	600 mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/L以下
温度	45 ℃以下
ヨウ素消費量	220 mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下
シアノ化合物	1 mg/L以下
有機燐化合物	1 mg/L以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下
六価クロム化合物	0.5 mg/L以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/L以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L以下
四塩化炭素	0.02 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下
1,3-ジクロロプロパン	0.02 mg/L以下
チウラム	0.06 mg/L以下
シマジン	0.03 mg/L以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L以下
ベンゼン	0.1 mg/L以下
セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下
ほう素及びその化合物	10 mg/L以下
ふっ素及びその化合物	8 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下
フェノール類	5 mg/L以下
銅及びその化合物	3 mg/L以下
亜鉛及びその化合物	2 mg/L以下
鉄及びその化合物（溶解性）	10 mg/L以下
マンガン及びその化合物（溶解性）	10 mg/L以下
クロム及びその化合物	2 mg/L以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下

## 2) 給排水計画

計画施設内で使用する水は、用途や要求水質に応じて上水、排水処理後の再利用水を使い分ける。また、災害時等の非常時には井水の利用及び受水槽への備蓄等により対応する予定である。

排水について、プラント系排水、洗車排水は、施設内で処理を行った後、場内再利用のうえ余剰分を下水道放流とする。生活系排水は下水道放流とする。雨水は沈砂処理の後、散水等に利用し、余剰分は河川放流とする（図2.6.3-1参照）。



## 3) 余熱利用計画

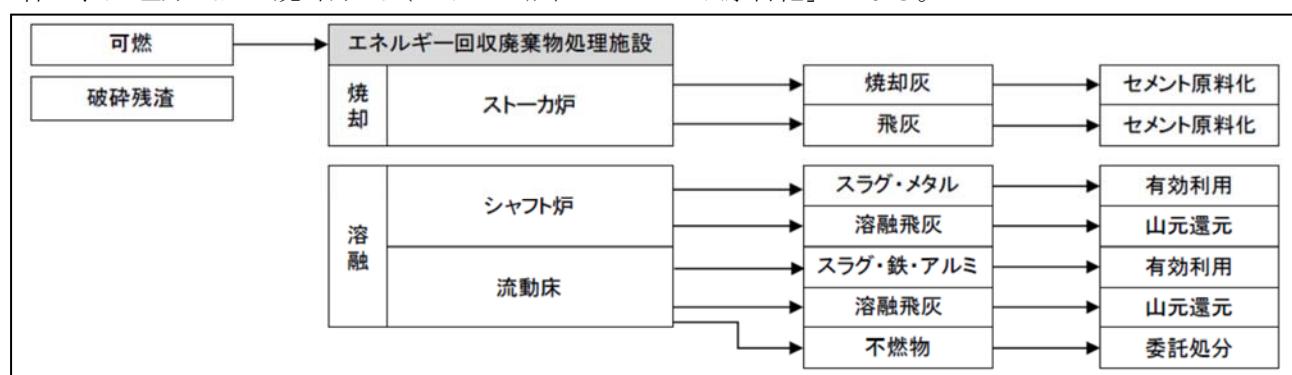
ごみ処理施設では、廃熱ボイラを設けることにより、焼却時に発生する高温排ガスの持つ熱エネルギーを利用して、高いエネルギーを保有した蒸気に変換することができる。

計画施設では、プラント機器等施設内で用いる蒸気として優先的にボイラで発生した蒸気を用い、残りの蒸気については発電によるサーマルリサイクルを行うことを基本とする。

なお、発電効率は17.5%以上を目指すとともに、場内熱利用を含めて廃熱を有効利用できるシステムを構築する。余剰電力は売電し、温室効果ガスの更なる排出抑制に努める。

## 4) 最終処分計画

計画施設で採用する可能性のある処理方式において、処理生成物の処理・資源化方法は図2.6.3-2に示すとおりであり、焼却残渣はセメント原料化、溶融飛灰は山元還元を基本的な資源化方式とする。なお、令和元年9月より事業者選定の手続きを進め、令和2年5月に落札者が決定したことにより、処理方式は「焼却方式（ストーカ炉）+セメント原料化」となる。



出典：ごみ処理施設整備基本計画（平成29年10月 鳥栖・三養基西部環境施設組合）

図2.6.3-2 計画施設で採用する可能性のある処理方式の処理・資源化方法

## 6.4 防災対策

計画施設は、地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靭性を確保する必要がある。そのため、表 2.6.4-1 に示す点に留意して、施設の強靭化を図る。あわせて、計画施設には、災害時における一時避難施設としての役割を持たせるものとする。なお、対象事業実施区域は、日向岬一小笠木岬断層帯の延長線上にあることから、今後は、地震に関する調査研究を推進するために政府が設置した地震調査研究推進本部による調査情報の入手に努め、施設計画においては、地質調査を実施し、設計に反映させる。

表 2.6.4-1 施設の強靭化

項目	概要
耐震安全性	耐震安全性の分類は、構造体 II 類(重要度係数を 1.25)、建築非構造部材 A 類、建築設備甲類とする。
耐震安全性（基礎）	建築物は地盤の性状や構造物に応じて、原則として杭基礎により支持するものとし、詳細については地質調査により検討する。
耐水性	筑後川水系宝満川洪水浸水想定区域図によると対象事業実施区域周辺の浸水深さは 3.0～5.0m 未満、浸水継続時間は 3 日～1 週間未満の区域となっていることから、以下の必要な対策を実施する。 • プラットホームを 2 階以上とする。 • 電気室・中央制御室・非常用発電機・タービン発電機など主要な機器および制御盤・電動機は浸水水位以上に設置する。 • 地上階には止水板や機密性扉を設置して浸水を防止する。 • GL+2.0m 以上の盛土を行い、工場棟・管理棟・計量棟・駐車場の主要施設を配置する上で、浸水に耐えうる高さまで RC 造とするなど対策を行う計画とする。
耐浪性	津波による被害防止に当たっては、東日本大震災時に、津波による壁等の損壊はあったが構造体は残存していたことを踏まえ、耐震性と同等の基準に基づき、建物や設備を設計・施工することを基本とする。また耐水性に係る必要な対策を参考に、必要な浸水対策を実施するものとする。

表 2.6.4-2 (1/2) 耐震安全性の分類

施設の用途	対象施設	耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	指定行政機関が入居する施設 指定地方行政ブロック機関が入居する施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設	I類	A類	甲類
	指定地方行政機関のうち、上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	II類		
被災者の救助、緊急医療活動等のための施設	病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	I類	B類	乙類
	上記以外の病院関係施設	II類		
避難所として位置付けられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された施設	II類		
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌類を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	I類	甲類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	II類		
多数の者が利用する施設	学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	II類	B類	乙類
その他	一般官公庁施設 (上記以外のすべての官庁施設)	III類		

表 2.6.4-2 (2/2) 耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

## 6.5 収集・運搬計画

### 1) 収集区域

廃棄物の収集区域は2市3町（鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町）の全域とする。

### 2) 廃棄物の搬入日及び時間

廃棄物の搬入日及び搬入時間は、以下のとおりとする。

#### (1) 搬入日

月曜日から土曜日

（年末年始（12月31日午後～1月3日）を除く）

#### (2) 搬入時間

月曜日から金曜日 8:30～12:00、13:00～16:30

土曜日 8:30～12:00

### 3) 車両台数・運搬経路

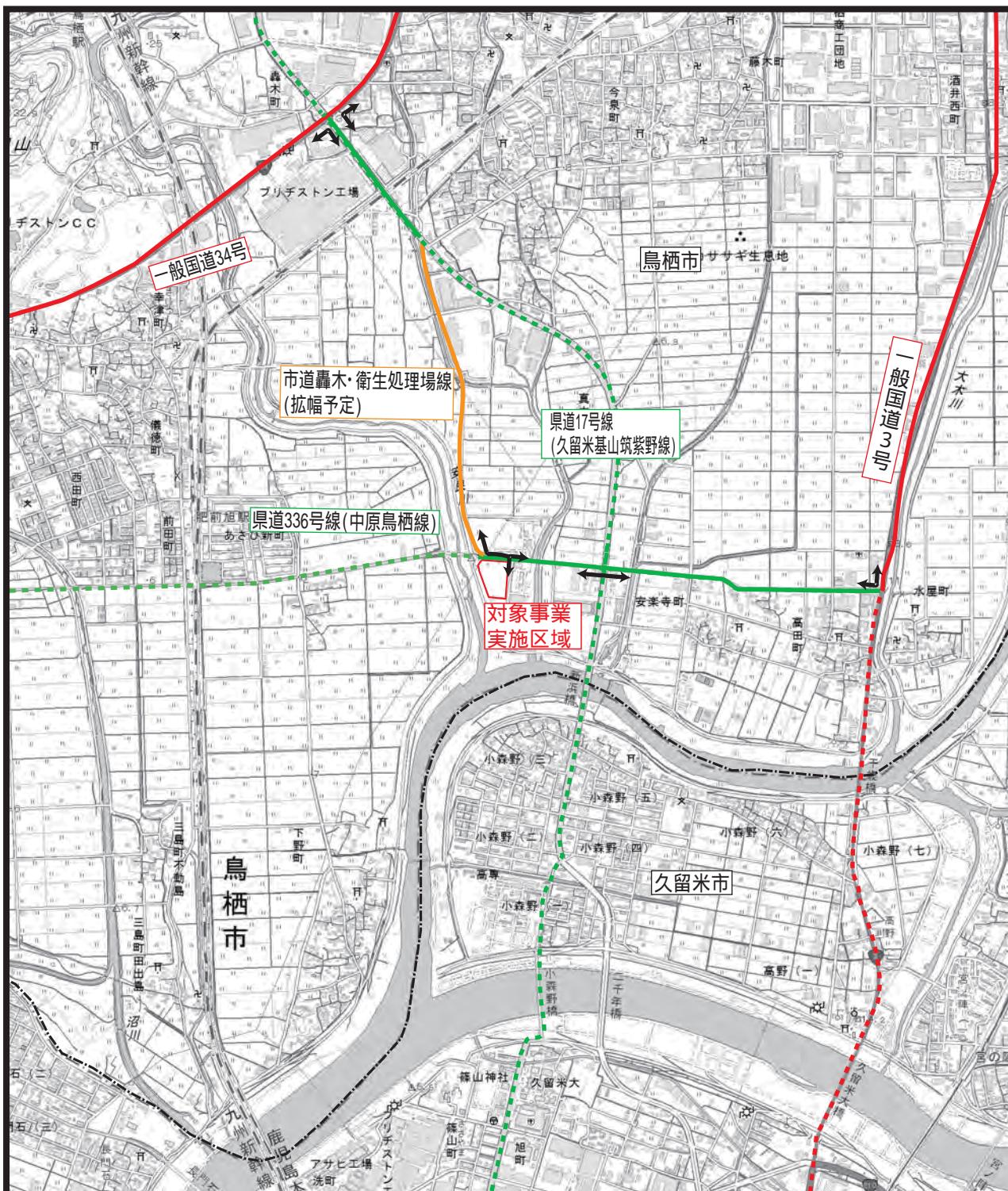
廃棄物運搬計画、車両台数は表2.6.5-1に示すとおりである。

運搬経路は、今後2市3町で協議することとしているが、主要走行道路は図2.6.5-1に示すとおりである。なお、本対象事業の実施に合わせて、安良川左岸を通る市道轟木・衛生処理場線を拡幅整備する計画である。

表2.6.5-1 廃棄物運搬計画、車両台数

単位：台/時

時間帯	ごみ収集車		合計
	委託	許可業者	
8～9時	5	5	10
9～10時	32	0	32
10～11時	23	6	29
11～12時	14	4	18
12～13時	0	0	0
13～14時	18	5	23
14～15時	8	4	12
15～16時	10	5	15
16～17時	8	1	9
合 計	118	30	148



**凡例**

- : 対象事業実施区域
- : 市町界
- : ( 国道 )
- : ( 県道 )
- : ( 市道 )
- ↔ : 主要走行方向
- : 主要走行道路
- : 主要走行道路
- : 主要走行道路



S = 1:25,000

0 250 500 1000m

図2.6.5-1 主要走行道路・経路  
(廃棄物運搬車両)

## 7 対象事業の工事計画の概要

本対象事業の工事は、表2.7-1に示すとおり、土木建築工事、プラント工事、外構工事、試運転を想定しており、工事期間は令和2年9月から令和6年3月の3年7ヶ月間を予定している（表2.7-2参照）。

工事関係車両は、図2.7-1に示したとおり、国道3号から県道336号線（中原鳥栖線）、もしくは国道34号から県道17号線（久留米基山筑紫野線）を経て県道336号線（中原鳥栖線）を通る主要走行道路を使用する。

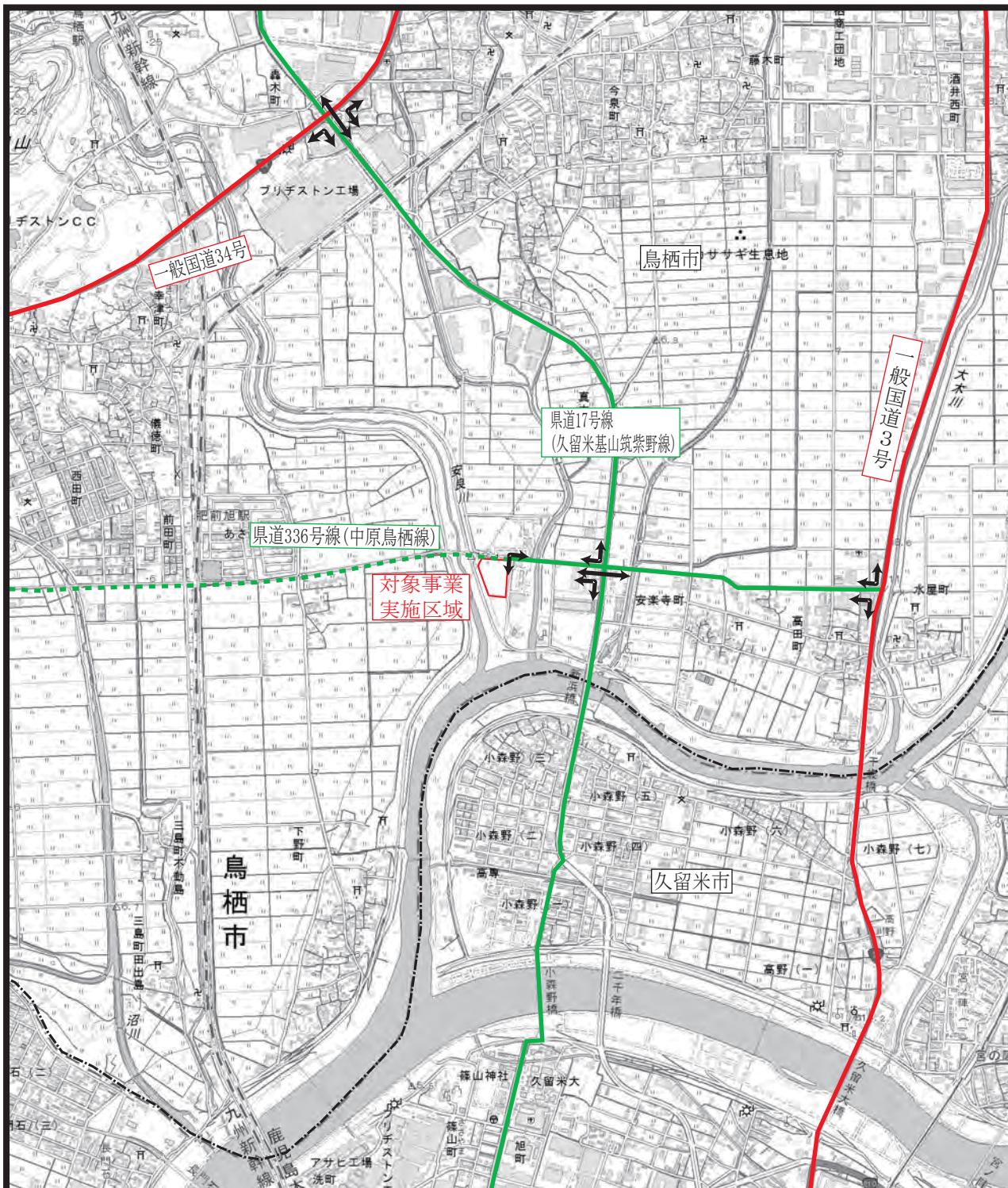
工事に際し、その内容を考慮して、安全対策、騒音・振動防止対策、濁水対策等を適切に実施する。

表2.7-1 工事の内容

工種	工事内容
土木建築工事	土木建築工事としての工場棟、煙突等の工事は、クレーンによる鉄骨及び鉄筋の組み立てを行い、コンクリートを打設する。
プラント工事	土木建築工事と並行してプラント工事を実施する。プラント機器は、トラックにより搬入し、組み立て、据え付けはクレーン等を用いて行う。
外構工事	場内道路の整備、場内排水設備、門扉、囲障、外灯等の設備や植栽等を行う。
試運転	プラント工事完了後に試運転を行い、処理能力及び公害防止機能等を確認する。

表2.7-2 工事工程

工種	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施設計				
土木建築工事				
プラント工事				
外構工事				
試運転				



#### 凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町界
- : (国道) 主要走行道路
- : (県道) 主要走行道路
- ↔ : 主要走行方向



S = 1:25,000

0 250 500 1000m

図2.7-1 主要走行道路・経路  
(工事関係車両)

## 8 環境保全のための配慮事項

### 8.1 工事中

#### 1) 大気汚染防止対策

##### (1) 建設機械の稼働による影響

- ・建設機械は、排ガス対策型(低公害型)の建設機械を使用する。

##### (2) 土工による粉じんの影響

- ・工事の実施時は、適度な散水を行い粉じんの発生を防止する。
- ・工事の実施時は、必要に応じて仮囲いを設置し粉じんの発生を防止する。

#### 2) 騒音・振動防止対策

##### (1) 建設機械の稼働による影響

- ・特定建設作業は8時～17時の間とし、早朝・夜間は、騒音を発生させる作業は実施しない。  
(騒音規制法に基づく特定建設作業の実施可能時間帯は7時～19時とされている。)
- ・建設機械は、低騒音型の建設機械を使用する。
- ・建設機械は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底する。
- ・建設機械の配置に配慮し、また、工事時期の集中を避け騒音・振動の低減に努める。
- ・必要に応じて仮囲いなどの騒音防止対策を実施する。

#### 3) 水質汚濁防止対策

##### (1) 建設機械の稼働による影響

- ・工事中降雨により発生した濁水は、沈砂池、ノッチタンク等において浮遊物質を処理した後、轟木川へ放流する。また、アルカリ性排水は中和装置によりpHは7.0±1.0に調整して放流する。

#### 4) 資材運搬車両対策

- ・資材等運搬車両の運行に際しては、穏やかな発進、急激な加減速の抑制に努めるとともに、速度や積載量等の交通規制を遵守する。
- ・資材等運搬車両の主要走行ルートを設定する。
- ・資材等運搬車両が集中しないよう搬入時期・時間の分散化に努める。
- ・工事関係者は相乗りとすることにより、出入り車両台数の抑制に努める。
- ・交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保する。

### 8.2 施設稼働時

#### 1) 大気汚染防止対策

- ・計画施設からの排出ガスは、大気汚染防止法等で規制されている排出基準を踏まえた環境保全目標値（自主基準値）を設定し遵守する。
- ・排出ガス中の窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、一酸化炭素、水銀などの連続測定により適切な運転管理を行う。

## 2) 騒音・振動防止対策

- ・大きな騒音を発生させる機器等は、専用室に設置し、壁面の吸音処理などの対策を講じる。
- ・振動の発生源である機器には防振対策を講じ、また、それらの機器に接続する配管・ダクト類についても可とう継手、振れ止め等により、構造振動の発生を抑制する。
- ・駆体構造の高剛性化等による防音・防振対策を実施する。
- ・日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。

## 3) 悪臭防止対策

- ・ごみピットには、外部との開口部を必要最小限にするため車両感知式投入扉を設置し、ごみ投入時以外は扉を閉鎖することにより臭気の漏洩を防止する。
- ・ごみピットから発生する臭気は、燃焼空気としてピット内から吸引することにより、ピット内を常に負圧に保つとともに、ごみ搬入車の出入りするプラットホームにはエアカーテン等を設置し、臭気が外部に漏れることを防止する。
- ・全炉休止時における悪臭漏洩防止対策として脱臭装置を設置する。

## 4) 水質汚濁防止対策

- ・プラント系排水は、施設内で処理を行った後、場内再利用のうえ余剰分を下水道放流とする。生活系排水は下水道放流とする。

## 5) 廃棄物の排出等における環境配慮

- ・積極的に廃棄物の再利用・再資源化に努める。
- ・廃棄物の搬出は、飛散防止のために覆い等を設けた適切な運搬車両を用いる。

## 6) 廃棄物運搬車両対策

- ・廃棄物運搬車両の運行に際しては、穏やかな発進、急激な加減速の抑制に努めるとともに、速度や積載量等の交通規制を遵守する。
- ・廃棄物運搬車両が集中しないよう、一般車両の通行を見据えたうえで、搬入時期・時間、搬入ルートについて、構成市町及び組合だけでなく、地元及び周辺住民との協議の場で必要に応じて検討する。
- ・廃棄物運搬車両1台あたり積載量の適正化など、収集運搬効率を見据えた収集運搬体制の構築に努める。
- ・低公害車の導入について、構成市町間で協議及び検討の場を設け、廃棄物運搬業者に対し必要に応じて低公害車の導入に努めるよう指導する。

## 7) 情報の公開

- ・ごみ処理に係る諸データ、環境保全に係る測定値、事後調査結果などについても正確な情報を積極的に公表することで、周辺住民との信頼関係を築き、十分な理解を得るよう努める。

## 9 対象事業に係る許認可

本事業を実施するにあたり必要となる許認可等は、表 2.9-1 に示すとおりである。

表 2.9-1 対象事業に係る許認可

許認可等の内容	関係法令等の名称	許認可権者等
一般廃棄物処理施設設置届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年12月25日 法律第137号) 第9条の3	佐賀県知事
計画通知	建築基準法 (昭和25年5月24日 法律第201号) 第18条	建築主事
都市計画決定	都市計画法 (昭和43年6月15日 法律第100号) 第19条	鳥栖市長
ばい煙発生施設設置届出	大気汚染防止法 (昭和43年6月10日 法律第97号) 第6条	佐賀県知事
水銀排出施設設置届出	大気汚染防止法 (昭和43年6月10日 法律第97号) 第18条の23	佐賀県知事
特定施設設置届出	水質汚濁防止法 (昭和45年12月15日 法律第138号) 第6条	佐賀県知事
特定施設設置届出	騒音規制法 (昭和43年6月10日 法律第98号) 第6条	鳥栖市長
特定施設設置届出	振動規制法 (昭和51年6月10日 法律第64号) 第6条	鳥栖市長
特定施設設置届出	ダイオキシン類対策特別措置法 (平成11年7月16日 法律第105号) 第12条	佐賀県知事
特定施設設置届出	佐賀県環境の保全と創造に関する条例 (平成14年10月7日 条例第48号) 第9条	鳥栖市長
公共下水道使用開始届出 注	下水道法 (昭和33年4月24日 法律第79号) 第11条の2	鳥栖市長
特定施設設置届出 注	鳥栖市下水道条例 (昭和63年12月21日 条例第21号) 第17条	鳥栖市長
工事計画届出	電気事業法 (昭和39年7月11日 法律第170号) 第48条	経済産業大臣
土地の形質の変更に伴う届出	土壤汚染対策法 (平成14年5月29日 法律第53号) 第4条	佐賀県知事
特定工場の新設届出	工場立地法 (昭和34年3月20日 法律第24号) 第6条第1項	鳥栖市長
安全衛生計画届出	労働安全衛生法 (昭和47年6月8日 法律第57号) 第88条	佐賀労働基準監督署長
消防法関連届出	消防法 (昭和23年7月24日 法律第186号) 第8条等	鳥栖・三養基地区消防事務組合消防長

注：排水を下水道放流する場合